

**水野ゆうきから** 東葛飾地域は、日常生活において東京都とのつながりが強く、東京都の政策の影響を受けやすい地域です。また主要施設が集積している千葉市への利便性も決して良いとは言えず、物理的な距離の遠さが千葉県への関心度や投票率の低さにも繋がっています。こうした実情をもとに、熊谷知事は選挙戦を東葛・葛南地域を中心に行之、千葉県の政策や展望を訴えていただきました。政治によって決められることは、私たちの生活に深く

## 信号機のない横断歩道における取締り件数大幅増

**現状**

千葉県の横断歩道での歩行者横断時の自動車停止率について、JAFの調査結果では令和2年は**26.7%**だったところ、**令和6年は停止率が46.8%**に上昇していますが、**全国平均の53%を下回り**、都道府県別ランキングでも**30位**に留まっています。県警によると、**横断歩行者等妨害等違反の取締り件数が3万4,708件**（令和6年）と大幅に増加しています(表①参照)。

**問題点**

- 歩行者側：歩行者が最優先であるのに、一向に車両が停止をしない場合がある。
- ドライバー側：歩行者が横断歩道を渡るのか不明の場合があり、周囲を確認せず突然渡ってきたり、暗い服を着ている歩行者は夜間は見えない。子どもは急に飛び出してくることもある。
- 路面標示：横断歩道手前にあるダイヤモンドマークや横断歩道が摩耗されていることが少なくない。

- 水野質問** 横断歩行者等妨害等違反取締件数が大幅に増加している要因はなにか。
- 県警本部長答弁** 特に運転者に対しては、**横断歩行者等妨害等違反の取締りを強化**している。その結果、横断歩道横断中の交通事故件数は減少傾向にあるほか、歩行者横断時における車両の一時停止率の向上などの効果が認められることから、引き続き横断歩行者等妨害等違反の取締りを推進する。
- 水野質問** 子どもたちを含め歩行者に安全な横断をするよう周知徹底をすべき。
- 県警本部長答弁** 横断歩道を渡る、信号に従う、車の直前で横断しない等の基本的な交通ルールの周知や、「手で合図をする」「運転者と目を合わせる」といった道路横断の意思表示をすることについての指導・啓発に加え、反射材の普及・着用促進など「正しい横断」の取り組みを推進する。
- 水野質問** 今年度の路面標示に係る予算措置と補修について今後の取り組みは。
- 県警本部長答弁** 当初予算の約3億6千万円と6月補正予算の約6千万円の**合計約4億2千万円**で対応予定。横断歩道をはじめとする道路標示の補修に当たっては、摩耗の進行度合の把握に努め、順次、補修を進めていく。



①歩行者は渡る際は手をあげるなど、ドライバーに渡る意思を伝えましょう。

**道路交通法第38条**

車両等は、横断歩道等に接近する場合には、その進路の前方の横断歩道等を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならないことや横断しようとする歩行者等があるときは当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつその通行を妨げないようにしなければならない。

| 表① 横断歩行者等妨害等違反取締件数 |         |
|--------------------|---------|
| 令和2年               | 12,431件 |
| 令和3年               | 14,801件 |
| 令和4年               | 20,136件 |
| 令和5年               | 29,939件 |
| 令和6年               | 34,708件 |

**横断歩道は全て歩行者優先です。**

歩行者の横断を妨害すると道路交通法違反(道路交通法第38条第1項)となります。ドライバーは横断歩道の手前で減速し、歩行者や自転車の存在を確認することが重要です。歩行者も、ドライバーに対し横断する意思を明確に示す合図をしたり、周囲の状況をよく確認するなど、ご協力をお願いします。

## 県庁職員のハラスメント21.7% 行為者に議員も・・・

**実績**

職員へのハラスメントに関するアンケートの実施の必要性を要望した結果、県は我が会派の提案を受け、知事部局職員約1万人を対象に2年連続でアンケートを実施。その内容も公表し、職場におけるハラスメントの実態の把握に努めるとともに、ハラスメントに対する意識向上や防止対策の取り組みを

強化しています。また、多くの回答を得られるよう工夫し、令和6年度の回答者は知事部局対象職員約1万人中**8,269名**(令和5年度は**3,293名**)にまで上昇し、実態把握に資する回答数を得られる取り組みを行っていることを高く評価しています。さらに、職員以外からのハラスメント状況を把握するため我々が提案した「自由記述欄」も追加。

**アンケート結果**

回答者**8,269**名中「過去3年間、職場でハラスメントを受けたと感じた」と回答した者は**21.7%で1,793名**

- パワハラ：**19.3% 1,599名**
- セクハラ：**4.0% 328名**
- マタハラやケアハラ：妊娠や育児、介護等の経験があると回答した職員約1,200名のうち**9.5% 114名**

**職員以外からのパワハラ**

パワハラを受けたと感じたと回答した者**1,599名**のうち、その行為者として県職員以外を挙げた者が**29名**。

<職員以外の行為者の内訳>

- 議員：**11名**
- 外部関係者や県民：**10名**
- 国や市の職員：**3名**

**水野ゆうきから** ハラスメントは相手の人格や尊厳を侵す人権問題であり、加害者は刑事上・民事上の責任を問われる場合もあります。ハラスメントは、ハラスメント行為者の意識や言動の改善なくして解決はありません。特に職員と日常的に触れ合う議会もハラスメントに対する意識と理解を深め、良好で健全な二元代表制を構築していかなければなりません。職員、議員一人一人が高い問題意識を持ち、お互いを尊重し合う千葉県政を目指します。

## いじめ重大事態件数102件も加害者出席停止ゼロ

**背景と問題点**

千葉県公立学校の令和5年度**いじめ認知件数は54,455件**、**いじめ重大事態(※)件数は102件**と認知件数・重大事態ともに増加傾向となっています(表②参照)。

いじめ防止対策推進法では、重大ないじめが発生した場合、**加害生徒に対する出席停止措置を含む厳正な対応が可能**とされており、千葉県のいじめ防止基本方針においても同様です。しかしながら、いじめ認知件数や重大事態の件数も依然高水

準で推移しているにもかかわらず県内の公立小中学校では、**いじめ加害者に対する出席停止措置が1件も行われていない**のが実態です。

(※)いじめ重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。

- 水野質問** 教育委員会では、いじめ重大事態の報告を受けた際、その報告に対して具体的にどのように対応しているか。
- 教育長答弁要旨** いじめを認知した際、必要に応じて**別室指導**を行っている。問題行動を繰り返す児童生徒に対して、正常な教育環境を回復する上で必要な場合、出席停止の措置をとることを周知しており、毅然と運用していくよう市町村教育委員会を指導する。

**<別室指導>**  
**加害児童生徒87件／被害児童生徒1,145件・・・**

いじめ被害者が別室登校となり、加害生徒が教室に通い続けている状況が全国的に問題となっています。千葉県の公立学校において、令和5年度に別室で加害児童生徒に指導等を行った件数は**87件**。被害児童生徒に対し、安全確保として別室の提供をした件数は**1,145件**と県では被害児童を別室等にするケースが加害児童を別室にするケースの**約13倍**もあります。被害者が別室登校や不登校、転校を余儀なくされているのが現状です。

## 高校生の就活ルール「一人一社制」見直しを！

**背景と問題点**

千葉県では、慣例により就職を希望する高校生は9月の選考開始日から一定期間は**応募できる企業を強制的に一社に絞られています**(「一人一社制」)。**18歳**の大人である生徒は自分で就職先を決める自由があるはずであり、希望する複数の企業に応募できる権利があると考えます。一人一社制は生徒の主体的な職業選択を妨げ、早期離職につながる一因となっているという指摘から全国では茨城、沖縄、秋田、和歌山、大阪などが見直しを行い、複数応募できる体制となっています。

- 水野質問** 「一人一社制」に関する検討会議の協議内容と今後の見通しはどうか。
- 教育長答弁要旨** 「継続的な検討が必要」との意見があったことから、引き続き、関係者の意見や社会情勢等を踏まえながら、協議を重ねていく。

**水野要望** 当事者(高校生)ではない者同士が検討会議で申し合わせをし、**18歳の成人した大人が、就職を希望する企業が2社以上あっても1社しか応募することができない状況は権利の侵害**にもつながりかねない。再度、見直しを要望する。